



山形県公報

令和8年7月3日(金)
第717号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 土地改良区の定款変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……671  
○道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同  
○県道の供用の開始……………(同) ……672  
○山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

## 告 示

### 山形県告示第519号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和8年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称  
白川土地改良区
- 事務所の所在地  
長井市今泉552番地
- 認可年月日  
令和8年6月19日

### 山形県告示第520号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和8年7月3日から同月17日まで縦覧に供する。  
令和8年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 砂子沢小又釜淵線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長    |
|-----------------------------------------|------|-------------------|--------|
| 最上郡真室川町大字大沢字大向山外13国有林71林班い1小班から<br>同 まで | 旧    | 8.1メートル<br>} 7.8  | 24メートル |
| 同 上                                     | 新    | 10.0メートル<br>} 7.8 | 同 上    |

**山形県告示第521号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和8年7月3日から同月17日まで縦覧に供する。

令和8年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- |           |                                         |
|-----------|-----------------------------------------|
| 1 路線名     | 砂子沢小又釜淵線                                |
| 2 供用開始の区間 | 最上郡真室川町大字大沢字大向山外13国有林71林班い1小班から<br>同 まで |
| 3 供用開始の期日 | 令和8年7月3日                                |

**山形県告示第522号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「山形市旅籠町二丁目2番31号」 を 「山形市七日町三丁目1番2号」 に改める。

**附 則**

この規程は、令和8年7月21日から施行する。